

## 障がい者支援施設の給食による食中毒発生に伴う営業停止処分について

本日、食中毒発生に伴い、事業者への営業停止処分を行いましたので、お知らせします。

### 1 概要

#### (1) 探知

令和6年(2024年)6月22日(土)、熊本市内の障がい者支援施設の職員から熊本市保健所に「6月21日(金)夜から翌日22日(土)の明け方にかけて入所者17名が嘔吐、下痢、発熱の症状を呈している。」との連絡がありました。

#### (2) 調査

調査の結果、有症者は23名で6月21日(金)から6月23日(日)にかけて集中して発症しており、嘔吐、下痢、発熱などの症状を呈していました。

また、有症者23名は全員が障がい者支援施設の入所者であり、施設内で調理された給食を食べていることが判明しました。

なお、有症者が発症する前に施設内において感染症を疑うような事例は確認されませんでした。

#### (3) 決定

有症者の共通食は施設内で調理された給食のみであり、有症者の検便検査結果、喫食状況や発症状況などから、この施設で調理された給食を原因とする食中毒と断定し、給食の調理を行っていた事業者に対して営業停止を命じました。

### 2 有症者の状況

(1) 発症日時 令和6年(2024年)6月21日(金)20時15分(初発)

(2) 主な症状 嘔吐、下痢、発熱

(3) 有症者数 23名(男性14名、女性9名、年齢30歳代～80歳代)

(4) その他 医師の診察受診者23名(入院者0名)

有症者全員現在は回復している。

3 原因食品 当該施設で調理された給食(食品などの特定に関しては調査中)

4 病因物質 腸管病原性大腸菌

### 5 措置等

営業停止 令和6年(2024年)6月29日(土)から6月30日(日)

【備考】

検体内容	検体数	結 果	検査機関
有症者便	13	腸管病原性大腸菌陽性 8 検体	熊本市環境総合センター
調理従事者便	10	全て腸管病原性大腸菌陰性	
原因施設の拭取り	12	全て腸管病原性大腸菌陰性	

※令和6年(2024年)6月29日現在

【参考】熊本市における食中毒の発生状況（ただし、本件は含まない。）

	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和4年 (2022年)	令和3年 (2021年)	令和2年 (2020年)
発生件数(件)	4	2	10	7	2
患者数(名)	16	2	23	20	33
死者数(名)	0	0	0	0	0

《腸管病原性大腸菌による食中毒について》

〔特徴〕 大腸菌は人や動物の腸管に存在し、通常病原性はないが、いくつかの大腸菌は人に対して病原性があり、これらを総称して病原大腸菌と呼んでいます。腸管病原性大腸菌は、この病原大腸菌の中の一つですが、0157などの腸管出血性大腸菌とは別の種類のものです。

人や家畜が保菌している場合があります、これらの糞便に汚染された食品や手指などからの二次汚染によりあらゆる食品が原因となる可能性があります。

熱に弱いため、通常の加熱処理で死滅します。

〔症状〕 潜伏時間は12～72時間。下痢、腹痛、発熱など。乳幼児ではしばしば重症化することがあります。

〔対策〕 一般的な食中毒予防で対応できます。

そのため、食中毒予防の三原則の「つけない」「増やさない」「やっつける」を徹底して下さい。

- ・「つけない」：手洗いの徹底、器具の洗浄消毒の徹底など
- ・「増やさない」：低温での保存など
- ・「やっつける」：十分な加熱など

(お問い合わせ先)

熊本市保健所 食品保健課

課長：松永 孝一

担当：清水 奈味 (副課長)

電話：096-371-5006